

地域経営に関するパートナーシップ協定書

大分市（以下「甲」という。）と株式会社日本政策投資銀行（以下「乙」という。）は、地域経営活動にかかる情報交流・人材育成等に関し、次の各条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、直面する地域課題に適切に対処していくための情報収集・人材育成等を図ることを目的とし、地域経営的観点から総合的な情報交流・助言・人材育成協力等（以下「情報交流等」という。）を進めていくものとする。

（本協定の位置づけ）

第2条 本協定書は、本協定当事者の本協定締結日現在の意向を表明したものであり、第4条及び第5条を除き、法的拘束力を有するものではない。

（情報交流等の推進）

第3条 甲及び乙は、情報交流等について必要に応じて具体的な内容を協議し、進めていくものとする。

2 前項の協議等により個別の調査等の業務が必要と判断された場合は、別途、必要に応じて甲乙間で業務に関する個別の委託契約等を締結することを検討するものとする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、相手方から提供を受けた一切の情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報を基に作成された資料を含む。）を、本協定に定める目的にのみ使用し、相手方の事前の承諾なく第三者に開示もしくは漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

- (1) 相手方から提供を受けたときに既に公知となっていたもの、又は相手方からの提供後、自らの故意又は過失によらずして公知となったもの
- (2) 相手方から提供を受けたときに既に保有していたもの、又は相手方から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
- (3) 相手方から提供を受けた後、提供を受けた情報によらず独立して開発したもの
- (4) 法令又は政府機関若しくは証券取引所の規制等により開示を求められたもの

2 本条の秘密保持義務は、本協定が効力を失った後も1年間有効に存続する。
3 前項の規定に拘わらず、甲乙のいずれかが情報の内容等に鑑み必要と判断し、相手方にその旨を申し入れた場合、甲及び乙は、当該情報にかかる秘密保持

義務の有効期間について協議するものとし、双方が合意したときには、前項の規定と異なる有効期間を定めることができる。

（責任の制限）

第5条 甲及び乙は、相手方から提供される情報等の内容については、自己の判断によりその採否を決定し、甲又は乙が自らの判断に基づき行動した結果被った損害に関連して、相手方並びに相手方の役員及び職員は一切の責任を負わないものとする。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月末日までとし、期間満了の1月前までに甲又は乙いずれかから相手方に対して協定を更新しない旨の書面による意思表示がない限り、同一の内容をもって1年間更新され、その後も同様とする。

（協定の破棄）

第7条 甲又は乙は、相手方に対して1月前までに書面による通知をなすことにより、相手方に対して何らの責任を負うことなく本協定を破棄することができる。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項が発生したとき又は本協定の各条項について当事者間に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、その対応を決定する。

この協定の成立を証するものとして本協定書2通を作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成21年4月20日

（甲） 大分市荷揚町2番31号

大分市長

町官盤



（乙） 東京都千代田区大手町一丁目9番1号
株式会社日本政策投資銀行

常務執行役員

石井 欽

